

国見町告示第 47 号

国見町税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 10 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

国見町税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示

国見町税等口座振替収納事務取扱要綱（平成 5 年国見町告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「利便」を「利便性の向上」に改める。

第 2 条第 1 号中「個人の」を削り、同条第 3 号中「（種別割）」を削る。

第 7 条第 2 号中「前記」を「前号」に改め、同条第 3 号中「のことを、」を「について」に改める。

第 8 条の見出し中「、納付書」を削り、同条中「と納付書」を削り、同条第 1 号中「納付書及び」を削り、同条第 2 号中「納付書及び」を削り、「税目」の次に「等」を加え、同条第 3 号中「納付書は、納期限前 9 営業日までに、」を削り、同条第 4 号中「を添付し、納付書を送付するに当たっては、口座振替依頼書（第 5 号様式）、口座振替結果報告書（領収済通知書）（第 6 号様式）」を削る。

第 11 条第 1 項第 1 号中「納付書又は」を削る。

第 12 条を次のように改める。

（口座振替領収書の送付）

第 12 条 口座振替領収書（第 25 号様式）は最終納期終了後に、当該年度分をとりまとめて町が納入者に送付する。ただし、納入者が指定した預（貯）金口座に振替税目名等の記録をする場合は、納入者への領収書に代えることができる。

第 13 条中「納付書データの場合はその事由を記録し、納付書及び」を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。